

愛荘町空家等対策協議会について

愛荘町空家等対策協議会の役割

- 国では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」を制定し、その中で市町村に対して空家等対策計画」を制定し空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう求めました。
- 町では、同法を受け、平成29年3月に「空家等対策協議会条例(平成29年愛荘町条例第3号)」を制定し、愛荘町空家等対策協議会を設置・運営し対策を進めてきました。

【所掌事務】

- (ア)空家等対策計画の作成および変更に関すること (イ)空家等の利活用の促進に関すること
(ウ)特定空家等の認定および措置に関すること (エ)その他協議会において必要と認められる事項

愛荘町空家等対策協議会の委員

- 空家等の問題は物件所有者だけの問題ではなく、防災、衛生、景観等多岐にわたる問題です。
- 愛荘町では平成29年度より「愛荘町空家等対策協議会(法定協議会)」を設置し、空家等の対策を総合的に推進しています。
- 本協議会では、地域住民、建築士、金融機関等、多様なバックグラウンドを持った方々にご参画いただき、対策方針について多面的な議論を進めています。
- 昨年度より、本町が有する地域特性をいままで以上に空家等対策に反映させるため、各小学校区から委員にご就任いただいています。
- 空家等の利活用モデルを検討するため、連携する大学からも委員にご就任いただいています。

愛荘町空家等対策協議会条例

(平成29年3月8日 制定)

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項および地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、愛荘町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、**法第7条第1項に規定する協議(※1)**を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、**法第7条第2項に規定する者(※2)**のうちから、町長が委嘱する。

(※1)市町村は、空家等対策計画の作成および変更ならびに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

(※2)市町村長のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

愛荘町の空家等の対策に関する体制

利活用できる空家等



利活用の推進
(担当:みらい創生課)



適正管理
(担当:建設・下水道課)

愛荘町空家等対策計画
(設置・運営・見直し)

- 空き家バンクの運営
- 利活用にかかる周知、広報
- 補助制度等の設置、運用
- 空家等の利活用モデルの検討

- 適正管理にかかる周知、広報
- 特定空家の認定等にかかる事務
- 愛荘町空家等の適正管理に関する条例の設置、運用

利活用が難しい空家等

愛荘町空家等対策協議会における 今年度の検討事項

【検討事項】

- 空家等利活用の推進に関すること
補助制度の運用状況の共有・協議および有効な利活用推進策の検討・協議
- 空家等の適正管理に関すること
「愛荘町空家等の適正管理に関する条例」の運用状況の共有・協議および特定空家の
認定について検討・協議
- 愛荘町空家等対策計画の見直しに関すること
愛荘町空家等対策計画の改定実施に伴う検討・協議

愛荘町空家等対策計画改定支援業務
愛荘町空家等対策協議会のスケジュール

令和4年度のスケジュール(案)

開催日	内容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ▶会長および副会長の選出 ▶令和4年度 空家等対策事業について ▶空き家を取り巻く現状について ▶空家等対策計画の改定について
11月	<ul style="list-style-type: none"> ▶空家等対策計画改定に伴う空家等現地調査結果の中間報告 ▶令和4年度 空家等対策事業の進捗状況の共有・協議
12月	<ul style="list-style-type: none"> ▶空家等対策計画改定の素案に係る協議(理念や改定のポイントの提示) ▶令和4年度 空家等対策事業の進捗状況の共有・協議
1月	<ul style="list-style-type: none"> ▶空家等対策計画改定に伴う空家等現地調査結果の最終報告(アンケート結果含む) ▶令和4年度 空家等対策事業の進捗状況の共有・協議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ▶空家等対策計画改定(案)の最終版の確認 ▶令和4年度 空家等対策事業の実績見込 ▶令和5年度 空家等対策事業について

2023年2月
愛荘町空家等対策計画改定に伴う
パブリックコメント実施(予定)

※今年度は、5回程度の開催を予定。
※ただし、緊急に特定空家に認定する必要がある物件があれば適宜開催。